# 告示

○法務省告示第三百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容<br>［イ・ロ　略］<br>ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 | 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容<br>［イ・ロ　同上］<br>ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 |

| 名称 | 所在地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 株式会社ジェイ・ランバー | 埼玉県東松山市大字石橋百五十番地 | 建具製作、表装 |
| 株式会社ＡＫＩ | 千葉県松戸市幸谷十二番地の二十八 | 防水施工 |
| 木下工業株式会社 | 和歌山県和歌山市杭ノ瀬二百五十四番地 | とび |
| 株式会社原田 | 宮崎県東臼杵郡門川町加草一丁目百五番地 | 鉄筋施工 |
| 有限会社比嘉塗装 | 沖縄県浦添市当山二丁目八番十五―百一号 | 塗装 |

| 名称 | 所在地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［項を加える。］ | | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容<br>イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 | 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容<br>イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 |